

# 学校法人 佛教教育学園 一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法（平成17年（2005年）4月施行）」に基づき、学校法人佛教教育学園の教職員が仕事と子育てを両立することができ、働きやすい雇用環境の整備を行うことにより、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のような行動計画を策定しここに公表します。

## 1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

## 2. 目標と対策

**目標1：働き方の見直しによる、年次有給休暇取得状況のさらなる改善**

### <対策>

- 令和2年7月～：年次有給休暇取得状況を把握
- ：年次有給休暇取得方法検討
- 令和4年3月～：管理職を対象とした研修の実施
- 令和5年3月～：学内広報誌を活用して年次有給休暇取得にむけた周知・啓発の実施

**目標2：働き方の見直しによる、新たな勤務制度の取り組みを行う**

### <対策>

- 令和2年7月～：育児・看護・介護における始業・終業時刻の繰上げまたは繰下げ、フレックスタイム制度等勤務制度のニーズを把握
- 令和5年4月～：管理職を対象とした研修の実施
- 令和5年5月～：学内広報誌を活用して育児・看護・介護における始業・終業時刻の繰上げまたは繰下げ制度、フレックスタイム制度等実施にむけた周知・啓発の実施

以上